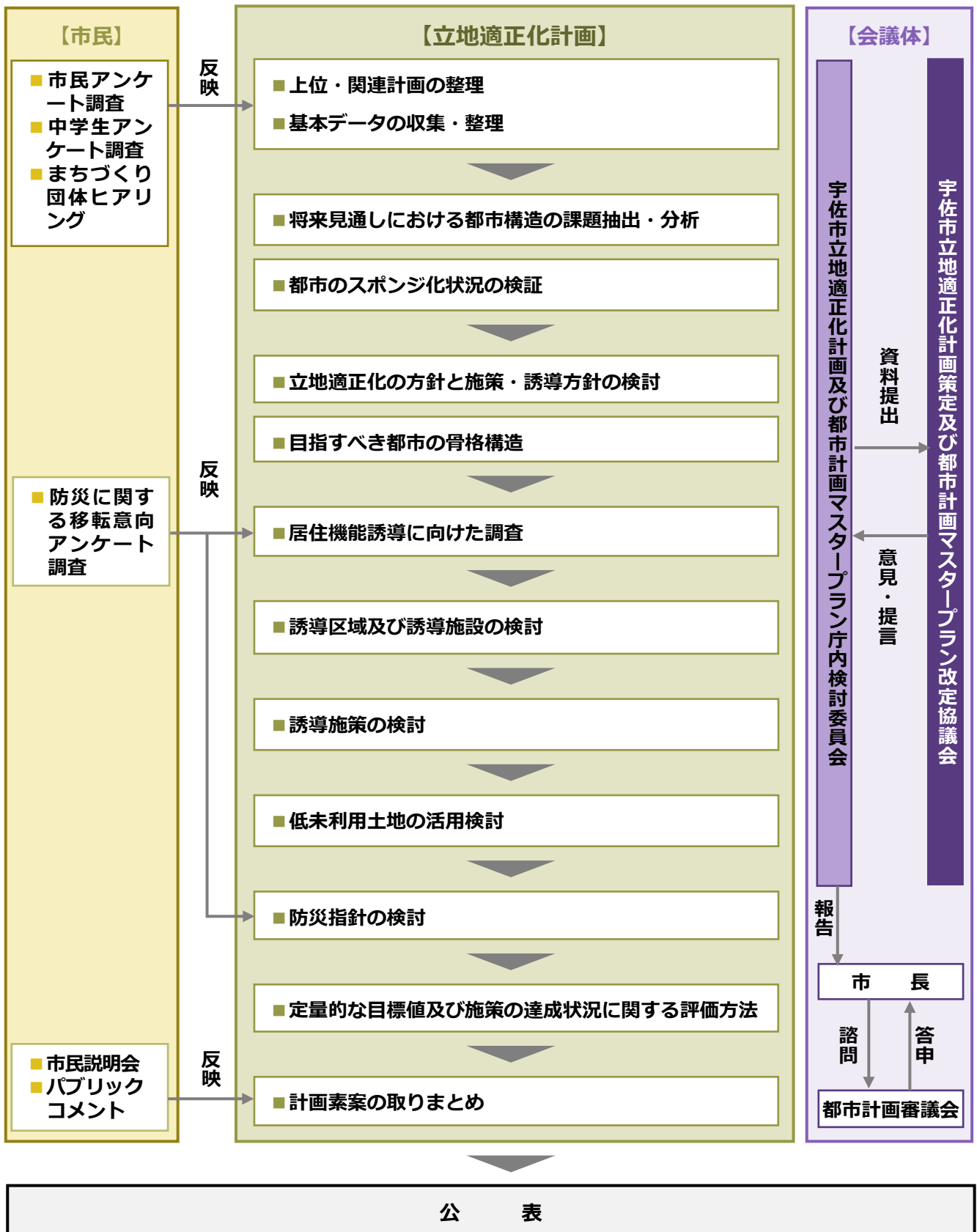


參考資料

The background is a light gray gradient with several large, semi-transparent circles of varying shades of gray and white. Thin, white, curved lines sweep across the page, creating a sense of motion and depth. The overall aesthetic is clean, modern, and minimalist.

参考資料

1. 計画の策定フロー



2. 計画の策定経過

年度	月日	内容
令和2年度	8月28日 ~9月14日	市民アンケート調査
	9月18日 ~10月2日	中学生アンケート調査
	11月16日	第1回 庁内検討委員会
	12月17日	第1回 協議会
	2月3日 ~2月14日	防災に関する移転意向アンケート調査
	2月5日	第2回 庁内検討委員会
	3月8日	第2回 協議会
	3月18日	第9回 都市計画審議会
令和3年度	6月28日	まちづくり団体ヒアリング (5団体)
	7月26日	第3回 庁内検討委員会
	10月26日	第3回 協議会
	1月11日	第4回 庁内検討委員会
	1月20日	第4回 協議会
	3月14日	第5回 庁内検討委員会
	3月22日	第5回 協議会
令和4年度	7月25日	第6回 庁内検討委員会
	8月22日	第6回 協議会
	10月16日 ~10月17日	市民説明会 (宇佐、安心院、院内で各1回開催)
	11月4日	第7回 庁内検討委員会
	11月16日	第7回 協議会
	12月23日 ~1月17日	パブリックコメント
	2月3日	第10回 都市計画審議会

※庁内検討委員会：宇佐市立地適正化計画及び都市計画マスタープラン庁内検討委員会

※協議会：宇佐市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定協議会

4. 用語集

あ行	
宇佐市空家等対策計画	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき定めたもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するため及び地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するための計画。
宇佐市景観計画	「景観法」に基づき定めたもので、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定め、優れた景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画。
宇佐市公共施設等総合管理計画	少子高齢化や人口減少などにより公共施設等の利用の変化を踏まえた、公共施設等の最適配置を実現するための基本的な考え方をまとめた計画。
宇佐市国土強靱化地域計画	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき定めたもので、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。
宇佐市総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、市行政の基本的な方向を定めたもので、様々な部門別計画の上位に位置づけられる総合的な計画。
宇佐市地域公共交通網形成計画	公共交通ネットワークの形成に関する計画。
宇佐市地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき定めたもので、防災に関する総括的な方針や実施基準を定めた計画。
宇佐市都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づき定めた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、住民に最も近い立場である市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、将来の都市構造、土地利用、地域別構想など、あるべき「まち」の姿を定めるもの。
宇佐市緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき定めたもので、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共公益施設及び民有地の緑化推進等、まちの緑の将来像とそれを実現するための施策を明らかにする計画。
か行	
開発許可	都市計画法に基づく開発行為に対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限。一定の開発行為については、都市計画区域の内外にかかわらず許可の対象となり、適正な都市的土地利用の実現のための役割をはたす。
開発行為	主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用途で使用する目的で行う土地の区画形質の変更（都市計画法に定める開発行為）。
家屋倒壊等氾濫想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、あふれた水や河岸の浸食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。
幹線街路	都市間や都市内の拠点間や地区の主要な施設間の交通を担う道路。
幹線道路	都市の骨格を形成する道路または都市間を連絡する道路。

か行	
既存ストック	既に整備された道路や橋、公共建造物などの公共施設、既に建設された住宅・店舗等。
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
洪水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
災害ハザード	洪水、土砂崩れ、津波等、脅威となり得る自然災害。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
た行	
高潮浸水想定区域	想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域。
地域避難計画	住民自らが当該地域内で活動している公共的団体、事業を営む民間企業等の協力・支援を得ながら地域ぐるみで策定する地域ごとの避難計画。
地区計画	住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物などを規制・誘導し、当該地区にふさわしいまちづくりを総合的に進めるための制度。
地区防災計画	一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区内の居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画。
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が発生した場合に浸水が想定される区域。最大クラスの津波とは、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定される。
低未利用土地	空き家・空き地などの、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、資材置き場や平面駐車場などの、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
デマンド型交通	決まった時間に運行するのではなく、利用者の事前予約に応じる形で柔軟に運行する地域公共交通のこと。
都市計画運用指針	都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続の運用の在り方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。

た行	
都市計画区域	自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。都市計画法に基づき県が指定する。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成 14 年に制定された法律。平成 26 年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となった。
都市施設	都市計画で定めることができる施設で、道路、公園、上下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家・空き地の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する現象。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。
な行	
二次的住宅	週末や休暇の際に避暑や避寒・保養などを目的として使われる別荘や、残業などで遅くなったときに寝泊まりする家のように、普段は人が住んでいない住宅等。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所等を地図化したもの。
ピロティ化	2 階以上の建物において、1 階部分が柱だけの構造となっている建築様式。
ま行	
メッシュ	網の目といった意味を持ち、500mメッシュであれば 500m×500mの四角のこと。
や行	
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市内における土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の用途、密度、形態などを規制・誘導する制度。現在、13 種類の用途地域がある。
ら行	
リノベーションまちづくり	空き家、空き店舗等に対して、人材や産業、地域資源等を活用することで、まちの活性化や課題解決につなげることを目的とした事業。
英語	
MaaS (Mobility as a Service)	地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

宇佐市立地適正化計画

令和5年3月 策定

発 行：宇佐市

編 集：建設水道部 都市計画課

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の1

Tel：(0978) 27-8180 Fax：(0978) 27-8230

ホームページ：<https://www.city.usa.oita.jp/>

宇佐市